知っていますか？ 子どもの権利



「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが持っている権利を定めたもので、
日本や多くの国が「子どもの権利条約」を守る約束をしています。
条約に定められている子どもの権利は、大きく分けて次の**4つ**です。



参考資料：日本ユニセフ協会ホームページ

1 生きる権利

しっかり食べたり、眠ったり、病気やけがをしたら治療を受けられること など

2 育つ権利

遊んだり、勉強したり、休んだりできること など

3 守られる権利

いじめや暴力で、心も体も傷つかないように守られていること など

4 参加する権利

自由に意見を言ったり聞いてもらえること など

もし、困ったことや心配なことがあれば、相談してください。

24時間子ども相談ホットライン
093-881-4152
ho_soudan1@mail2.city.kitakyushu.jp

北九州市子ども基本条例

北九州市議会の令和6年12月定例会において成立しました。
子どもの権利を知ることが一番大切であるとの考えから、「子どもにとって大切な権利」をはじめ、「子どもの権利の保障」や「子どもの健康及び成長発達のための取組」について定められています。

子どもにとって大切な権利とは

- 安心して生きる権利
- 自分を守り、自分が守られる権利
- 自分らしく生きる権利
- 心豊かに育つ権利
- 社会に参加し、意見を表明する権利



北九州市子ども基本条例ホームページ



こども まんなか 北九州市

こどもまんなかcityの合言葉

北九州市こどもまんなかスイッチ！

北九州市では、こどもや子育てにやさしい社会をつくるために
「北九州市こどもまんなかスイッチ!」を策定しました。
これは、大人が「できてるかな?」と自分自身に問いかけ、具体的な行動につなげる「合言葉」です。
まずは、小さなスイッチを入れるところから始めてみませんか?

アクション 1



こどもがいたら、みんなで「にこにこスイッチ」オン！

まず大人がこどもに笑顔を向け、
こどもを笑顔にし、地域で笑顔の輪を広げよう。

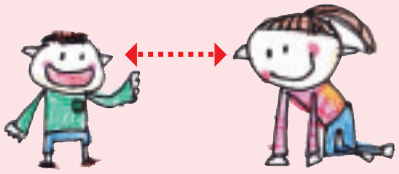




アクション 2

こどもとは、ひざをかがめて「同じ目線」で

こどもの目線に合わせる時に、大人の方から
行動を起こそう。





アクション 5

こどもの周りには、いつもたくさんの「ありがとう」を

「ありがとう」は、大人でもこどもでも言われると
うれしいと感じる言葉。このような言葉が、こどもの周りで
交わされる温かな地域でありたい。



アクション 3

こどもに教え諭すときには、「愛情いちばん」

大人がこどもを諭すこと、叱る場面は必ずある。
その時、そこに愛情があるか、
自身に問いかけよう。



アクション 4

子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」

子育ては、楽しいことだけでなく、大変な時や
つらいこともある。そのような時に、優しく
寄り添い「心配ありませんよ」と伝えよう。

